

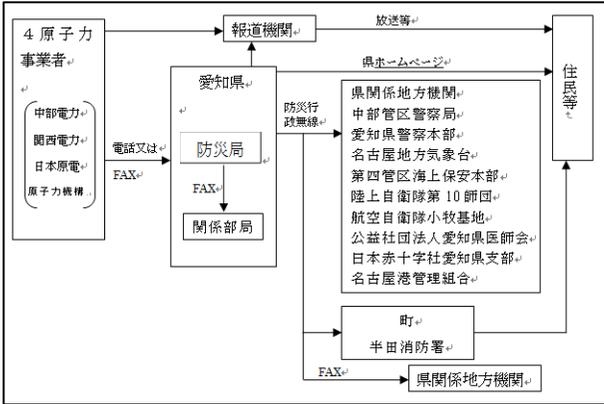
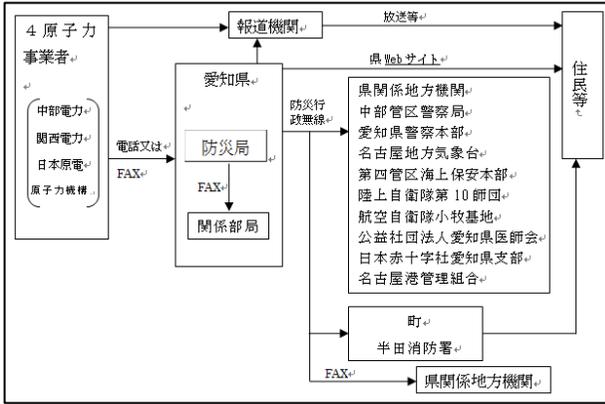
# 東浦町地域防災計画（原子力災害対策計画）案

## 新 旧 対 照 表

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修正案	改正理由																																																																								
370	<p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 4 節 災害の想定 (2) 原子力災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設名</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜岡原子力発電所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市白木</td> <td>F B R : 1 基</td> </tr> <tr> <td>原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>A T R : 1 基<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 ~ ※ 3 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>※ 4 ~ ※ 5 (略)</p> <p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知労働局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要	浜岡原子力発電所	(略)	(略)	(略)	美浜発電所	(略)	(略)	(略)	大飯発電所	(略)	(略)	高浜発電所	(略)	(略)	敦賀発電所	(略)	(略)	(略)	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	F B R : 1 基	原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市明神町	A T R : 1 基 <sup>※4</sup>	機関名	内 容	愛知労働局	(略)	(追加)	(追加)	<p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 4 節 災害の想定 (2) 原子力災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設名</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜岡原子力発電所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市白木</td> <td>F B R : 1 基<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>A T R : 1 基<sup>※5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 ~ ※ 3 (略)</p> <p>※ 4 : 高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)は、平成 28 年原子力関係閣僚会議決定に基づき、今後、廃止措置に向けた取組を実施</p> <p>※ 5 ~ ※ 6 (略)</p> <p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知労働局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土地理院中部地方測量部</td> <td>関係する地域の防災地理情報の県への提供を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要	浜岡原子力発電所	(略)	(略)	(略)	美浜発電所	(略)	(略)	(略)	大飯発電所	(略)	(略)	高浜発電所	(略)	(略)	敦賀発電所	(略)	(略)	(略)	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	F B R : 1 基 <sup>※4</sup>	原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市明神町	A T R : 1 基 <sup>※5</sup>	機関名	内 容	愛知労働局	(略)	国土地理院中部地方測量部	関係する地域の防災地理情報の県への提供を行う。	<p>平成 28 年 12 月 21 日に開催された原子力関係閣僚会議において、「もんじゅ」の廃止が決定されたため</p>
原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要																																																																								
浜岡原子力発電所	(略)	(略)	(略)																																																																								
美浜発電所	(略)	(略)	(略)																																																																								
大飯発電所		(略)	(略)																																																																								
高浜発電所		(略)	(略)																																																																								
敦賀発電所	(略)	(略)	(略)																																																																								
高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	F B R : 1 基																																																																								
原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市明神町	A T R : 1 基 <sup>※4</sup>																																																																								
機関名	内 容																																																																										
愛知労働局	(略)																																																																										
(追加)	(追加)																																																																										
原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要																																																																								
浜岡原子力発電所	(略)	(略)	(略)																																																																								
美浜発電所	(略)	(略)	(略)																																																																								
大飯発電所		(略)	(略)																																																																								
高浜発電所		(略)	(略)																																																																								
敦賀発電所	(略)	(略)	(略)																																																																								
高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	F B R : 1 基 <sup>※4</sup>																																																																								
原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市明神町	A T R : 1 基 <sup>※5</sup>																																																																								
機関名	内 容																																																																										
愛知労働局	(略)																																																																										
国土地理院中部地方測量部	関係する地域の防災地理情報の県への提供を行う。																																																																										
393	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 放射性物質災害予防対策 第 4 節 原子力災害に対応する医療機関の把握</p> <p>放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ</p>	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 放射性物質災害予防対策 第 4 節 原子力災害に対応する医療機関の把握</p> <p>放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ</p>	<p>処理すべき事務等の追加</p>																																																																								
397	<p>放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ</p>	<p>放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ</p>	<p>名称の変更</p>																																																																								

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修正案	改正理由
400	<p>め専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所(千葉市稲毛区)等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。</p> <p><b>第2章 原子力災害予防対策</b></p> <p><b>第7節 緊急輸送態勢の確保</b></p> <p>1 県警察は、緊急時の応急対策に関する交通規制を円滑に行えるよう、緊急通行車両の事前届出の推進に努める。</p> <p><b>第8節 健康被害防止に係る整備</b></p> <p>1 原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所(千葉市稲毛区)等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。</p>	<p>め専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。</p> <p><b>第2章 原子力災害予防対策</b></p> <p><b>第7節 緊急輸送態勢の確保</b></p> <p>1 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、緊急通行車両の事前届出の推進に努める。</p> <p><b>第8節 健康被害防止に係る整備</b></p> <p>1 原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>名称の変更等</p>
401	<p><b>第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p>(5) 県は、災害情報共有システム(Lアラート)の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ(インターネット)、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p> <p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</b></p> <p><b>第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b></p> <p>7 情報の伝達系統</p>	<p>(5) 県は、災害情報共有システム(Lアラート)の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、Webサイト、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p> <p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</b></p> <p><b>第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b></p> <p>7 情報の伝達系統</p>	<p>表記の整理</p>
418			<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修正案	改正理由
419	<p><b>第 5 節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定</b>                      (1) 県は、O I L の基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県ホームページ等で公表する。</p>	<p><b>第 5 節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定</b>                      (1) 県は、O I L の基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県 Web サイト等で公表する。</p>	表記の整理
420	<p><b>第 7 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</b>                      1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導                      (1) 町及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。                      ア ～ オ (略)                      カ インターネット、ホームページの活用による情報提供</p>	<p><b>第 7 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</b>                      1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導                      (1) 町及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。                      ア ～ オ (略)                      カ インターネット、Web サイト等の活用による情報提供</p>	表記の整理
427	<p><b>第 4 編 災害復旧</b>  <b>第 4 節 心身の健康相談の実施</b>                      町及び県は、健康相談窓口において住民に対する心身の健康に関する相談に応じる。                      なお、必要な場合には事業者には協力を求めることができる。</p>	<p><b>第 4 編 災害復旧</b>  <b>第 4 節 心身の健康相談の実施</b>                      町及び県は、健康相談窓口において住民に対する心身の健康に関する相談に応じる。                      なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。</p>	表記の整理